

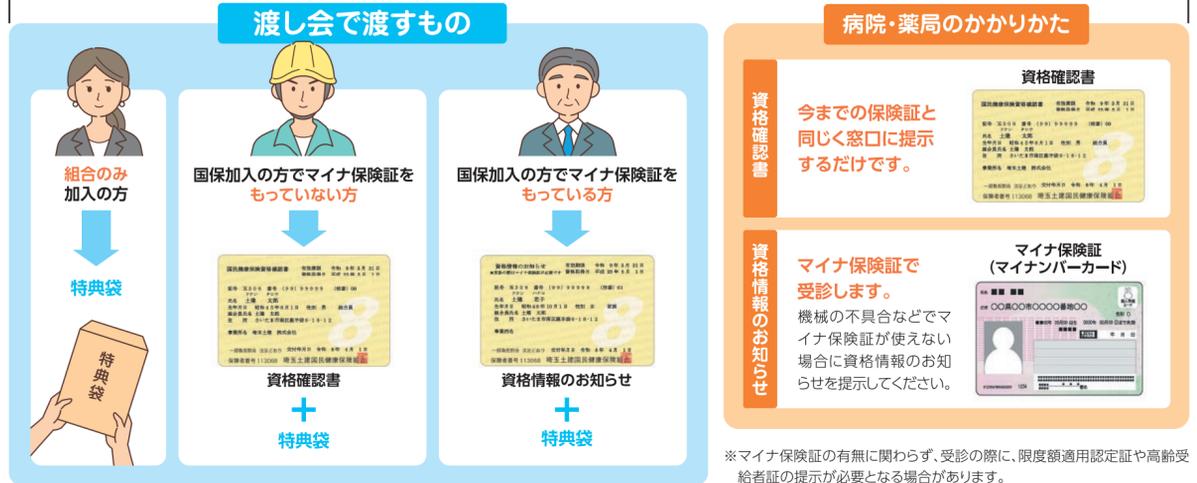
3月に「資格確認書(資格情報のお知らせ)渡し会」を行います

国保
だより
Support Your Life

健康保険証の発行が廃止されたことにより保険証の名称は「国民健康保険資格確認書」に変更となりました。このため毎年3月に開催していた「保険証渡し会」は名称を「資格確認書(資格情報のお知らせ)渡し会」として、今までどおり全組合員を対象に開催していきます。

「資格確認書(資格情報のお知らせ)渡し会」では、特典袋(全組合員)、資格確認書(マイナ保険証を持っていない方)または資格情報のお知らせ(マイナ保険証を持っている方)をお渡しします。「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は、今までどおり世帯の加入者全員分が窓あき封筒に封入されています。2026年度のカードの色は黄色(2025年度はピンク色)です。

※マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにマイナポータル等で登録したものです



病院・薬局のかりかた

資格確認書
今までの保険証と同じく窓口へ提示するだけです。

マイナ保険証(マイナンバーカード)
マイナ保険証で受診します。機械の不具合などでマイナ保険証が使えない場合に資格情報のお知らせを提示してください。

※マイナ保険証の有無に関わらず、受診の際に、限度額適用認定証や高齢受給者証の提示が必要となる場合があります。

マイナ保険証の登録を解除したい方

マイナ保険証の利用登録解除を申請することで、国保組合から「資格確認書」を送付します。所属支部へ申請書を提出してください。申請書は所属支部での受け取り、もしくは右のQRコードからダウンロードできます。

埼玉土建国保ホームページ

問い合わせ殺到! マイナ保険証 Q&A

Q1 マイナ保険証を登録した認識はないが「資格情報のお知らせ」が届きました。なぜですか?
A1 マイナ保険証の利用は、マイナポータルサイトまたはセブン銀行ATMでご本人が手続きをするか、医療機関でマイナンバーカードを提示した際に、マイナ保険証として利用できるよう紐づけがされることで、登録が完了します。そのため、ご自身で登録した認識がない場合、医療機関でマイナンバーカードを提示している可能性があります。マイナ保険証利用登録の解除につきましては所属の支部事務所窓口にてお申し出ください。なお、解除申請後、医療機関にマイナンバーカードの提示をすると、再び利用登録が完了してしまいますので、ご注意ください。

Q2 「資格情報のお知らせ」がカードと紙で届いたのはなぜですか?
A2 厚労省の指導により、紙の「資格情報のお知らせ」をお送りしていますが、医療機関受診の際に携帯しやすいよう、カードタイプの「資格情報のお知らせ」も発行しています。

Q3 マイナンバーカードの有効期限が切れた後はどうしたらいいですか?
A3 マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年で、有効期限を3カ月過ぎるとマイナ保険証の使用はできなくなります(有効期限の3カ月前にお住まいの自治体から通知が届きます)。更新しない方には、マイナ保険証が完全に利用できなくなる前に国保組合より資格確認書をお送りしますのでご安心ください。

Q4 マイナ保険証の解除申請をした場合、どのくらいの期間で解除が完了しますか?
A4 マイナ保険証の利用登録の解除については、解除申請から1~2カ月程度の一定期間を要します。解除申請の際に紙の「資格確認書」をお渡しいたしますので、医療機関受診の際は必ず「資格確認書」をご提示ください。

資格情報のお知らせ(カード)

- 従来の保険証サイズで有効期限の記載があります。
- 毎年4月に更新します。
- マイナ保険証での受診の際、必要に応じて医療機関へ提示してください。

資格情報のお知らせ(紙)

- A4サイズの紙で有効期限の記載はありません。
- 原則1回限りの発行です。大切に保管してください。
- 70歳になる方及び70歳以上の方には負担割合が記載されています。(負担割合の変更の際には、あらかじめ変更後の負担割合でお送りします)

被保険者の異動手続きは14日以内

組合員は、世帯内に異動(家族の加入・喪失・住所変更等)があったときには必ず14日以内に所属の支部へ届出をしてください。届出が遅れると保険料をさかのぼって支払っていただくこともありますのでご注意ください。

手続きに必要な書類等は、右のQRコードからご確認ください。

埼玉土建国保ホームページ

2026年 宿泊施設案内パンフレット「宿帳」が完成しました!

組合員の方には3月の資格確認書等お渡し会で配付予定です。

「宿帳」に付いている宿泊施設利用補助券を使用すると、埼玉土建国保と契約している宿泊施設(東京ディズニーリゾート®オフィシャル、パートナーホテルや大江戸温泉物語グループ、伊東園ホテルズ、西武プリンスホテルズ&リゾーツなどを含め約220施設)では、1旅行内に1人1泊を限度とし、1人3,000円まで補助できます。

宿泊施設利用補助券を使用できるのは「埼玉土建の組合員」「組合員と同居の家族」のみです。宿帳に記載されている注意事項をご確認の上、ご利用ください。

※なお、連泊の場合は宿泊施設が異なる場合でも1泊分のみの補助となりますのでご注意ください。

2026年度 指定宿泊施設 新規契約のお知らせ

2026年4月1日宿泊分より宿泊施設補助券が使えるので、ぜひご利用ください。

施設名	住所	TEL
上山田ホテル	〒389-0821 長野県千曲市上山田温泉1-69-3	026-275-1005
大洗温泉ホテル大洗舞凜館	〒311-1311 茨城県東茨城郡大洗町大貫町357	029-266-2221
ホテル豊生	〒381-0402 長野県下高井郡山ノ内町大字佐野2562	0269-33-3281

宿泊施設推薦のお願い

～あなたのお気に入りの宿泊施設をご紹介ください～

毎年みなさんにお配りしている「宿帳」に掲載されている宿泊施設。この宿泊施設の推薦を募集しています。みなさんが泊まってみて仲間に薦めたい宿泊施設があれば、ぜひご紹介ください。

推薦の受付期間は、毎年4月～9月末までとなっています。支部事務所にある「宿泊施設推薦書」に必要事項をご記入の上、支部に提出してください。なお、ビジネスホテルなどの宿泊施設は推薦不可など、基準がありますのでご了承ください。

※宿泊施設利用補助についてのお問い合わせは、健康増進課(048-839-0073)まで。

2026年4月から 東京ディズニーリゾート® 利用(補助)金額 2,000円!

組合員と被保険者に年1枚、利用券をお渡しします。パークチケットの購入時、2,000円引きになります。

2026年度 東京ディズニーリゾート® ヨーロパードプログラム利用券
利用期間(対象は7日間以内のみ有効です)
2026年4/1~2027年3/31

※ホテルの宿泊やグッズの購入に利用券は使用できませんのでご注意ください。利用券の詳細については、利用者サイトでご確認ください。

※ホテルの宿泊やグッズの購入に利用券は使用できませんのでご注意ください。利用券の詳細については、利用者サイトでご確認ください。

※本券を第三者へ譲渡(インターネットオークション等を介して)することはできません。本プログラム入会契約などの利用条件に違反した場合、本券は無効となります。

げんき法人認定制度

「げんき法人認定制度」は、働きやすい環境の構築と従業員の健康づくりを積極的に推進する法人を埼玉土建国保の「げんき法人」として認定する制度です。健康づくり等の取り組みを実施し、げんき法人認定基準を満たすことによって認定されます。(埼玉土建国保がサポートします)

また、「げんき法人」として認定されると、経済産業省が推進する「健康経営優良法人認定制度」への申し込みも可能となります。

主な評価項目

- 健康宣言の社内外への発信
- 健診受診率
- 健康課題の具体的目標の設定
- 保健指導の促進
- 女性の健康の保持増進
- ワークライフバランスの推進 等

認定されると…

- 企業イメージが向上し、取引先からの信頼度や求人募集のリクルート効果がUP
- 公共事業の入札加点評価(自治体による)
- 社員のモチベーションUPや生産性の向上
- 「健康経営優良法人」に認定されると、金融機関の借入れ優遇制度等もあり!

認定までの流れ

- げんき法人認定制度への申し込み
 - 職場全体で健康づくりに取り組むことを事業主が宣言
 - 社内・社外に発信して実践
- 6カ月から1年間、健康づくり等に取り組む
- 取り組みの内容や結果、資料等を報告・提出

【宣言証】を交付
埼玉土建国保のホームページにて宣言企業を掲載

健康づくり等のサポートを施行

書類に不備がなく、げんき法人認定基準の評価項目を満たしていれば、「認定証」を交付
埼玉土建国保のホームページにて認定企業を掲載

げんき法人認定後、経済産業省の「健康経営優良法人認定事務局」へ申請

※申込書は埼玉土建国保ホームページの「げんき法人認定制度」のページからダウンロードすることができます。お問い合わせは、健康増進課(048-839-0073)まで

埼玉土建国民健康保険組合 第113回組合会

**学習運動を力に
声を上げよう**
理事長
木村 宣明

第113回組合会に参加のみみなさんへあいさつと合わせて今後に向けた訴えをお話しさせていただきます。埼玉土建国保は第1期中期財政計画の2年目を概ね順調に進んでいますが、少子化対策を名目にしてすべての保険者に押し付けられた「子ども・子育て支援金」の徴収が原因で、新たな負担増をお願いせざるを得ない状況になりました。先に行われた衆議院選挙の結果を踏まえ、社会保障費の削減や大軍拡の流れは、さらに強まる懸念があります。私たちは「国保を守る大学学習運動」を通じて現政権の暴走を仲間へ丁寧に知らせ、埼玉土建国保を守る運動に力を結集して声を上げていきましょう。



第1期中期財政計画 最終年

中長期的な展望を持って議論を進める委員会の設置へ

- POINT**
- 2026年4月分(3月引落)より子ども・子育て支援金を徴収
 - 医療分、後期分、介護分の現行保険料は据え置き

2月15日(日)第113回組合会が埼玉土建会館3階大会議室で開催されました。当日は理事31人、監事2人、議員41人が参加し、4支部から活動報告があり7人の議員から質問・要望が出されました。来賓として全建総連の中原收社会保障対策部長があいさつしました。

第113回組合会

2026年度予算・事業計画を承認

- 1. 組合会の経過**
木村理事長のあいさつの後、第1号議案から第6号議案までの討議に入り、提案されたすべての議案が全会一致で承認されました。
加藤専務理事のまとめでは、「4支部からの活動報告に感謝します。埼玉土建国保に入っていて良かった」という仲間の声を寄せ合うことで確信がより深まりました。第1期中期財政計画は2026年度で最終年度を迎えます。収支均衡を柱として国保運営してきた結果、子ども子育て支援金を除く現行保険料の据え置きを実現できました。厳しい情勢の中でも、目指す社会の実現に展望を持ち、学習を力に政治を変えていく決意を確認してまとめとします。」と報告がありました。
- 2. 組合会で決定した主な事項**
① 国保第1期中期財政計画(3カ年)3年目における保険料賦課は「子ども子育て支援金」制度の新設により、4月(3月納入)より新たな徴収を実施しますが、現行の保険料(医療後期介護)は据え置きとします。
② 資格の適正化に努め、加入時と脱退時同時に資格の審査を行います。
③ マイナンバーの安全管理を徹底し、他団体の情報連携にも対応します。また、マイナンバーの登録の有無に応じて資格確認書もしくは資格情報をお知らせを発行します。
④ 被保険者数は近年の推移に準じて、前年度見込みの97.1%で見込みます。
⑤ 医療費の伸びは組合員家族とも一人当たり前年度見込みの103.3%で見込みます。
⑥ 産前産後被保険者の保険料減免を実施します。
⑦ 一部負担払戻金は引き続きレセプト1件につき厚労省が示した1万7500円を差し引いた額で支給します。
⑧ 傷病手当金は引き続き4日以上連続勤務不能の場合1日目から支給します。加入前疾病の場合、加入月を含め3カ月を待機期間とし4カ月から支給します。
⑨ 出産手当金は産前産後の98日(多胎154日)分を給付します。続いて育児休業を取得する女性組合員には、育児支援金(月額2万8000円)を最長9カ月給付します。また、男性組合員も健康保険適用除外労働者へは、3カ月を限度に14日以上の子育て休業をした場合に対象とし、月額3万6000円を支給します。
⑩ 第4期3年目の特定健診は受診率30%を目標に取り組み、保健指導終了者に記念品を呈呈します。
⑪ 「第3期データヘルス計画」で策定した生活習慣病重症化予防対策として、健康診断の二次受診対象者に受診勧奨を行います。
⑫ 生活習慣病対策として高血



諦めたら権利が奪われる
全建総連・社会保障対策部長
中原 收

全建総連で社会保障対策部長をしております中原です。仲間の要求実現に向けた日々の活動に敬意を表します。先の総選挙で自民党が単独で三分の二の議席を得ましたが、多数を有しても少数意見を尊重することが民主主義の大原則です。政治が間違えば声を上げるのが国民の役割、労働組合の責務だと思います。医療費抑制や高額療養費制度の改悪、OTC類似薬の一部自己負担増は社会保障費の削減が狙いであり、声を上げなければ、社会保障制度は崩壊の一途です。非常に厳しい情勢ですが、諦めたら仲間の権利がどんどん奪われていきます。全建総連としても建設国保をしっかり守っていくため、みなさんと共に頑張ります。

- 3. 予算の概要**
2026年度予算は、被保険者数を前年度見込み比97.1%で見込み、保険料では「子ども子育て支援金」の新たな賦課徴収の開始と現行(医療後期介護)の保険料を据え置くことにより、2025年度決算見込みと比べて保険料が1億6000万円(0.9%)増、国庫支出金は、2億5400万円(2.1%)増を見込み、2025年度の決算剰余額として繰越金に22億7500万円を見込み、歳入合計では33億9400万円を見込みます。
歳出では、前年度見込みの医療費102.3%で算出し、給付金は支給状況の推移を反映して見込み、1億9000万円(0.7%)減、高齢者向け拠出金が2年前の追加清算を含め5億3000万円(5.2%)増、介護納付金が2800万円(1.1%)増、保健事業費が2000万円(2.8%)増など、歳出総額は予備費26億9800万円を含めて33億9400万円、単年度収支は予備費を使わない前提で4億2200万円黒字の見込みです。

組合会 支部報告

仲間の「土建国保でよかった」の声
行田羽生支部
坂本 悟郎 議員

仲間の声を紹介します。数年前、頸椎性脊髄症で急な入院・手術をしました。一部負担払戻金貸付制度や傷病手当金により安心して治療とリハビリに専念できました。しかし、まだまだ制度を知らない仲間も多くいます。本当に土建国保でよかったと実感した経験を仲間へ伝え、土建国保の魅力を広げて恩返しをしたいと思います。

土建国保の魅力伝えるとくみ
新座支部
藤原 晃 議員

国保料に上乗せして徴収される子ども・子育て支援金の理解を深めるために「土建国保を守る大学学習運動」に取り組みました。学習会では春の拡大月間に向けて、国保料改定は国が主導である点や土建国保の魅力を学びました。仲間と政治の問題点をしっかり伝え、土建国保を守り大きくしていきたいと思えます。

健診受診率向上に向けての取り組み
加須支部
本木 充宏 議員

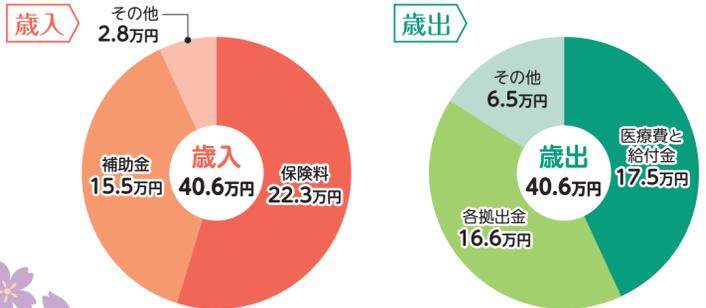
支部一丸となった健診受診率向上の取り組みは、未受診者を一人も出さない執念を持ち、名簿を可視化して役員一人ひとりが主体となっていく行動しました。また保健委員の活動についても組織的な熱量で声掛けを実践しました。これからも仲間の命と健康を守る社会保障運動として、支部の健康を守っていきます。

仲間のアスペクト 労災認定までの経過
久喜幸手支部
駒形 日登志 議員

健診で肺がんが判明した仲間のアスペクト労災申請を支援し、特別加入での給付決定を得ることができました。職歴の記録・保管の重要性や労災加入の必要性、監督との日常的な関係づくりが成果につながりました。仲間と組織をまもる立場で、職業病の労災申請ができる仲間を見逃さない体制を構築していきます。

2026年度予算の歳入・歳出

組合員・家族一人当たり(約40.6万円)で見た予算



2026年4月分(3月引落)からの保険料

月額	医療分	後期分	介護分	子ども・子育て支援金	保険料合計	
					介護なし(40歳未満)	介護あり(40歳以上65歳未満)
区分	2026年度据え置き	2026年度据え置き	2026年度据え置き	2026年4月分から18歳以上に賦課	介護なし(40歳未満)	介護あり(40歳以上65歳未満)
特2種	32,900	10,300	6,300	700	43,900	50,200
特1種	31,500	9,800	6,200	600	41,900	48,100
第1種	29,500	9,200	5,300	600	39,300	44,600
第2種	24,500	6,900	4,800	500	31,900	36,700
第3種	21,400	6,300	4,300	500	28,200	32,500
第4種	18,000	5,200	3,900	300	23,500	27,400
第5種	14,600	4,400	3,900	300	19,300	21,200
第6種	11,500	3,900	3,900	200	15,600	17,500
特別家族	11,500	3,900	2,700	200	15,600	18,300
一般家族	3,800	800	2,700	200	4,800	7,500
中高生相当	3,700	600	-	-	4,300	-
小学生相当	3,400	400	-	-	3,800	-
未就学児	900	100	-	-	1,000	-

医療分：医療保険料 後期分：後期高齢者支援金等保険料 介護分：介護保険料

国保をめぐる情勢

日本社会は急速な人口減少と高齢化のもとで、社会保障の在り方が大きく問われています。国は財源確保を理由に、高齢者の医療・介護の自己負担割合増、高額療養費の自己負担限度額増などに加え、「子ども・子育て支援金」を健康保険料から徴収する制度を導入しました。しかし、子どもや弱者を社会全体で支える責任は、本来、国が中心となり公的責任として担うべきものです。「全世代型社会保障」の名のもとに国民の負担増を前提に制度を維持することは、現役世代と高齢者の分断を招きかねません。社会保障は憲法25条にもとづく基本的権利であり、世代間の対立ではなく連帯によって支えられるべきです。私たちは、国の責任を明確にし、安心して働き暮らせる社会保障の拡充を強く求めています。

保険料の説明

国保財政は、保険料(55%)と補助金(38%)を歳入とし、医療費などの保険給付費(43%)や高齢者拠出金等(41%)を歳出とする構造です。とりわけ拡大し続ける高齢者の医療費を、保険者に負担させる高齢者拠出金の仕組みは、保険料改定を余儀なくされた大きな要因です。2026年度からは、現行の医療分・後期分・介護分の保険料に加え、「子ども・子育て支援金」の新たな負担が発生し、2028年度までに段階的に引きあがるのが政府より示されています。高齢者拠出金が増大し、補助金削減が進む中、組合員の負担は一層重くなりかねません。こうした厳しい情勢ではありますが、国保組合は2026年度の現行保険料を据え置き、中期財政計画の実践で持続可能な運営を目指しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料改定チラシはこちら

第113回国保組合会で承認された2026年度の健康保険料、子ども・子育て支援金制度については、右のQRコードから保険料改定チラシをご参照ください。

